

令和 5 年第 2 回定例会
総務企画委員会説明資料
(議案関係)

1	令和 5 年度 6 月補正予算の概要について	2
2	第 82 号議案 令和 5 年度茨城県一般会計補正予算 (第 1 号) ・私立高等学校等物価高騰対策支援事業	3
3	第 83 号議案 職員の旅費及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員の給与 並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	5
4	第 84 号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	6
5	第 85 号議案 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	7
6	第 86 号議案 茨城県県税条例の一部を改正する条例	9
7	報告第 3 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分について 別記 1 茨城県県税条例の一部を改正する条例 別記 2 和解について	10 11

令和 5 年 6 月 1 6 日

総 務 部

令和5年度6月補正予算の概要について

1 基本的な考え方

原油価格・物価高騰の影響を受ける、医療機関、福祉施設、畜産農家、特別高圧契約で受電する中小企業等に対する支援や、事業構造の転換につながる投資を促進するための事業のほか、県政の課題等へ対応するために、必要な予算を計上するもの。

(追加提案分)

令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号に伴う災害により、県民の日常生活に影響が生じていることから、住宅の応急修理などに必要な経費や、生活再建に向けた支援、被災した中小企業の負担軽減や社会福祉施設の復旧など、緊急性が高い事業について、スピード感を持って予算計上するもの。

2 補正予算の規模

○ 一般会計	86億63百万円	(補正後)	1兆3,008億57百万円)
・内訳	〔 当初提案 79億24百万円 〕		
	〔 追加提案 7億39百万円 〕		
○ 特別会計	一百万円	(補正後)	4,583億30百万円)
○ 企業会計	一百万円	(補正後)	1,638億51百万円)
計	86億63百万円	(補正後)	1兆9,230億38百万円)

※ 6月補正後一般会計予算の前年度予算に対する伸び率 +0.7%

※ 単位未満の四捨五入により、合計と各項目の足し上げが一致しない場合あり

総務企画委員会説明資料

総務部 総務課

項 目	私立高等学校等物価高騰対策支援事業【新規】
1 予 算 額	35,255千円
2 現況・課題	<p>私立学校において、エネルギー価格の高騰により、電気代・ガス代などの負担の増大が続く中、令和5年3月、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の追加交付が決定した。</p> <p>当該交付金を活用し、エネルギー等の物価高騰の影響を受けた私立学校に対し、実情に応じた支援を行う必要がある。</p>
3 必要性・ねらい	<p>エネルギー価格の高騰により増大する私立学校の負担を軽減し、健全な学校経営の維持を図るため、光熱費等の負担が増大している私立学校に対して支援を行う。</p>
4 事業の内容	<p>(1) 事業概要 光熱費等の高騰による私立学校の負担を軽減するため支援金を支給</p> <p>(2) 対象経費 各私立学校の光熱費等の高騰分</p> <p>(3) 積算方法 支給額＝令和3年度光熱費等×17%（物価上昇率） ×1/2（6か月分）×1/2</p> <p>(4) 支援先 私立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校、各種学校を設置する学校法人（53法人86校）</p>
5 参考事項	<p>【他部所管の私立学校等物価高騰対策支援関連事業】</p> <p>※対象経費、積算方法は上記4と同様</p> <p>(1) 医療関係職種養成所（保健医療部医療人材課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援先：看護師等養成所、その他医療関係職種養成所※ を設置する法人（上記4の対象法人を除く） ※理学療法士課程、言語聴覚士課程、歯科衛生士課程、歯科技工士課程 ・予算額：2,546千円 <p>(2) 私立幼稚園・保育所等（福祉部こども未来課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援先：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育施設、認可外保育施設を設置する法人及び個人（公立を除く） ・予算額：78,639千円



私立学校等物価高騰対策支援関連事業（新規）

【R5.6月補正予算額 116百万円】

総務部総務課私学振興室 (029-301-2249)

保健医療部医療局医療人材課人材育成G (029-301-3151)

福祉部子ども政策局子ども未来課保育G (029-301-3243)

エネルギー価格の高騰により増大する私立学校等の負担を軽減し、健全な学校経営の維持を図るため、光熱費等の負担が増大している私立学校等に対して支援を行います。

【事業概要】 光熱費等の高騰による私立学校等の負担を軽減するため支援金を支給

【対象経費】 各学校・養成所・幼稚園等の光熱費等の高騰分

【積算方法】 支給額 = R3光熱費等 × 17%（物価上昇率） × 1/2（6か月分） × 1/2

1 私立高等学校等 (35百万円)

補助先：私立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校、各種学校を設置する学校法人

対象数：53法人86校



2 医療関係職種養成所 (3百万円)

補助先：看護師等養成所・その他医療関係職種養成所※を設置する法人（上記1の対象法人を除く）

※理学療法士課程、言語聴覚士課程、歯科衛生士課程、歯科技工士課程

対象数：16法人16校



3 私立幼稚園・保育所等 (78百万円)

補助先：幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育施設・認可外保育施設を設置する法人及び個人（公立を除く）

対象数：685法人1,033施設



総務企画委員会説明資料（条例等）

総務部 人事課

項 目	職員の旅費及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例【一部改正】																									
<p>1 改正の理由</p> <p>外国出張の宿泊料の額が、近年の物価高騰や為替変動の影響により実態と乖離している現状を踏まえ、実態に即した額を定めるもの</p> <p>2 内容</p> <p>(1)職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正</p> <p>職員が渡航する頻度の高い出張先のホテル代を調査し、14の国・都市の宿泊料の定額を、実態に即した額（※）に引上げ</p> <p>【引上げ対象の国・都市】</p> <p>アメリカ、カナダ、フランス、イタリア、韓国、香港、中国、台湾、モンゴル、シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、パリ</p> <p>※ 昨年度の海外出張における利用実績を踏まえ設定</p> <p>(2)特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正</p> <p>一般職の部・次長級の引上げ率と同程度の割合で、知事及び副知事等の宿泊料を引上げ</p> <p>○シンガポール、ニューヨークの宿泊料の例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th rowspan="2">現行 (2都市同額)</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>シンガポール</th> <th>ニューヨーク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般職</td> <td>部・次長</td> <td>22,500円</td> <td rowspan="3">28,000円</td> <td rowspan="3">48,900円</td> </tr> <tr> <td>正課長～係長</td> <td>19,300円</td> </tr> <tr> <td>非役付</td> <td>16,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別職</td> <td>知事</td> <td>29,000円</td> <td>36,700円</td> <td>64,100円</td> </tr> <tr> <td>副知事等</td> <td>25,700円</td> <td>32,000円</td> <td>55,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 出張の実態を踏まえ、一般職は職層に応じて差を設けない。</p> <p>3 効果・影響</p> <p>海外出張に係る旅費を、適切かつ速やかに支給することができる。</p> <p>4 施行日</p> <p>公布の日</p>				現行 (2都市同額)	改正後		シンガポール	ニューヨーク	一般職	部・次長	22,500円	28,000円	48,900円	正課長～係長	19,300円	非役付	16,100円	特別職	知事	29,000円	36,700円	64,100円	副知事等	25,700円	32,000円	55,200円
					現行 (2都市同額)	改正後																				
		シンガポール	ニューヨーク																							
一般職	部・次長	22,500円	28,000円	48,900円																						
	正課長～係長	19,300円																								
	非役付	16,100円																								
特別職	知事	29,000円	36,700円	64,100円																						
	副知事等	25,700円	32,000円	55,200円																						

総務企画委員会説明資料（条例等）

総務部 人事課

項 目	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例【一部改正】																		
<p>1 改正の理由</p> <p>鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が頻発している状況を踏まえ、家畜等取扱手当について、所要の改正をしようとするもの</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の5類移行等を踏まえ、保健衛生業務手当について、所要の改正をしようとするもの</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 家畜等取扱手当の手当額の見直し</p> <p>家畜伝染病の防疫作業に従事した職員に対する家畜等取扱手当額の上限を引上げ</p> <p>現 行 1,520 円の範囲内で人事委員会規則で定める額</p> <p>改正後 4,000 円の範囲内で人事委員会規則で定める額</p> <p style="text-align: center;">（ 規則で定める額 ）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家畜のと殺</td> <td>1,520 円</td> <td>4,000 円</td> </tr> <tr> <td>畜舎の消毒等</td> <td>380 円</td> <td>1,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 保健衛生業務手当の手当額等の見直し</p> <p>保健衛生業務手当について、手当額等を見直すとともに、新興感染症等にも迅速に対応できるよう改正</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象 作業等</td> <td>新型コロナウイルス感染症 の防疫作業</td> <td>新型コロナウイルス感染症及 び人事委員会規則で定める感 染症の防疫作業</td> </tr> <tr> <td>手当額</td> <td>3,000 円（直接患者の身体に 接する作業は 4,000 円）</td> <td>4,000 円の範囲内で人事委員 会規則で定める額※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 5類移行から2023年度末までの間は、直接患者に接する作業について2,000円を支給</p> <p>また、危険性のある変異株や新興感染症が発生した場合には、迅速かつ柔軟に手当の支給を検討（4,000円の範囲内）</p> <p>3 効果・影響</p> <p>支給対象業務に従事した職員に対し、速やかに必要な額の手当を支給することができる。</p> <p>4 施行日</p> <p>公布の日</p>		現行	改正後	家畜のと殺	1,520 円	4,000 円	畜舎の消毒等	380 円	1,000 円		現行	改正後	対象 作業等	新型コロナウイルス感染症 の防疫作業	新型コロナウイルス感染症及 び人事委員会規則で定める感 染症の防疫作業	手当額	3,000 円（直接患者の身体に 接する作業は 4,000 円）	4,000 円の範囲内で人事委員 会規則で定める額※	
	現行	改正後																	
家畜のと殺	1,520 円	4,000 円																	
畜舎の消毒等	380 円	1,000 円																	
	現行	改正後																	
対象 作業等	新型コロナウイルス感染症 の防疫作業	新型コロナウイルス感染症及 び人事委員会規則で定める感 染症の防疫作業																	
手当額	3,000 円（直接患者の身体に 接する作業は 4,000 円）	4,000 円の範囲内で人事委員 会規則で定める額※																	

総務企画委員会説明資料（条例等）

総務部 総務課、行政経営課、財政課

項 目	茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例【一部改正】															
1	<p>改正の目的 業務のデジタル化に伴い、県が徴収する事務手数料に関して、必要な事項を改正するもの</p> <p>＜背景・必要性＞ 県では、業務のデジタル化を推進するとともに、県民の利便性向上を図るため、これまで書面で交付していた知事印を押印した許可書等について、電子メール等での交付も可能とするよう、対象業務を拡充しているところ。 これに伴い、電子交付を選択した者に対して行う事務の手数料の額を新たに設定する。</p>															
2	<p>内容 (対象事務数) 電子メール等による交付を可能とする事務数：230 (※知事印（甲型）を押印する事務数：317)</p> <p>(手数料の額の考え方) 書面で交付する場合の事務と比較し、電子交付の場合は、郵送料、印刷代及び発送作業に要する人件費を必要としないことから、現行の手数料の額から郵送料等の実費相当額（10円～260円）を減じた額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 40%;">主なもの</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">手数料の額</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">書面による交付</th> <th style="width: 30%;">電子メール等による交付（新設）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁業権免許申請手数料</td> <td style="text-align: center;">3,700円</td> <td style="text-align: center;">3,440円</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物処分業許可申請手数料</td> <td style="text-align: center;">100,000円</td> <td style="text-align: center;">99,850円</td> </tr> <tr> <td>解体工事業者登録申請手数料</td> <td style="text-align: center;">33,000円</td> <td style="text-align: center;">32,990円</td> </tr> </tbody> </table>		主なもの	手数料の額		書面による交付	電子メール等による交付（新設）	漁業権免許申請手数料	3,700円	3,440円	産業廃棄物処分業許可申請手数料	100,000円	99,850円	解体工事業者登録申請手数料	33,000円	32,990円
主なもの	手数料の額															
	書面による交付	電子メール等による交付（新設）														
漁業権免許申請手数料	3,700円	3,440円														
産業廃棄物処分業許可申請手数料	100,000円	99,850円														
解体工事業者登録申請手数料	33,000円	32,990円														
3	<p>効果・影響 一連の行政手続が全てデジタルで完結できることとなり、電子申請をはじめ業務のデジタル化の一層の推進に資する。 また、電子交付により、受領までの時間が短縮できるほか、県の窓口へ赴く必要がなくなるなど、県民サービスの向上に繋がる。</p>															
4	<p>施行日 令和5年7月1日</p>															
5	<p>参考事項 手数料徴収条例の対象となっていない事務で、知事印を押印して文書を発出しているものについても電子交付を推進する。 (電子交付が可能な文書を申請者の希望により紙交付する場合、原則、実費徴収（10～100円程度）を行う（一部適用除外*あり）) ※電子機器を有していない者、生活困窮により納付する資力がない者等 ○対象事務数：166事務 ○主 な 事 務：・指定居宅サービス事業者の指定 ・生活保護指定医療機関の指定・更新 等</p>															

デジタル技術を活用した県庁業務の改善

I. 「いつでもどこでも」 効率的に仕事ができる環境づくり

- ・ 電子決裁率100%の取組（H30年度～）
- ・ テレワーク制度や環境の充実（H30年度～）
- ・ テレワークが円滑にできるデジタル環境の整備（H29年度～）
 - ※ 在宅勤務・サテライトオフィス・モバイルワークの導入
 - ※ ビジネスチャットなどの利用促進、テレワークハンドブックの作成・配布など

II. 業務のデジタル化

- ・ 電子申請の推進（R1年度～）
 - ※許認可手数料や資格試験受験料等のキャッシュレス化にも対応（R2年1月～）
- ・ 電子印影の導入（R2年6月～）
- ・ 押印廃止（R2年10月～）
- ・ 立会人型電子契約の導入（R3年5月～）
- ・ **電子署名の運用開始（R3年8月～）**

※ペーパーレスの推進
（H30年度～）

・ これまで、条例に基づく事務のみに活用
・ 国への改善要望により、法令に基づく事務にも活用が可能になった
⇒許可書等の大部分は電子交付可能に

III. デジタル技術でできることはデジタル技術に任せる取組

- ・ RPA(定型業務の自動化)の導入推進（H30年度～）
- ・ AIの導入（R1年度～）
 - AIチャットボット、AI-OCR（手書き文字の電子データ化）
 - 議事録作成支援システム

総務企画委員会説明資料（条例等）

総務部 税務課

項 目	茨城県県税条例の一部を改正する条例【一部改正】																														
<p>1 改正の理由・根拠 地方税法等の一部改正</p> <p><背景・必要性> 地方税法等の一部改正に伴い、地方税法の規定に基づき税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について規定している本条例について、所要の改正を行う必要がある。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 自動車税（環境性能割） 2035年電動車100%（乗用車新車販売）とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、各税率区分における燃費基準達成度を段階的に引き上げる。 令和6年1月1日～令和7年3月31日：1段階目の引上げ 令和7年4月1日～：2段階目の引上げ</p> <p>【参考】自家用乗用車の税率 〔現行〕令和3年度、4年度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">税率</th> <th style="width: 90%;">対象車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">非課税</td> <td style="text-align: center;">電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2030年度基準 85%達成～</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1%</td> <td style="text-align: center;">2030年度基準 75%達成～</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2%</td> <td style="text-align: center;">2030年度基準 60%達成～</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3%</td> <td style="text-align: center;">上記以外 又は2020年度基準未達成車</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center; font-size: 2em; margin: 0 20px;">→</div> <p>〔改正後〕令和5～7年度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">税率</th> <th colspan="2" style="width: 90%;">対象車</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">令和6年1月～</th> <th style="width: 40%;">令和7年4月～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">非課税</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2030年度基準 85%達成～</td> <td style="text-align: center;">2030年度基準 95%達成～</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1%</td> <td style="text-align: center;">2030年度基準 80%達成～</td> <td style="text-align: center;">2030年度基準 85%達成～</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2%</td> <td style="text-align: center;">2030年度基準 70%達成～</td> <td style="text-align: center;">2030年度基準 75%達成～</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3%</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">上記以外又は2020年度基準未達成車</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 現行・改正後のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求。</p> <p>(2) 公示送達制度の見直し 公示事項（※）をインターネットにより不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項を書面にて掲示場に掲示し、又は電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置くこととする。 （※）公示事項：送達すべき書類を特定するために必要な情報及び氏名等</p> <p>(3) その他所要の改正</p> <p>3 効果・影響 地方税法等の内容に則した条例の施行が可能になる。</p> <p>4 施行日 令和6年1月1日 外</p>	税率	対象車	非課税	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車	2030年度基準 85%達成～	1%	2030年度基準 75%達成～	2%	2030年度基準 60%達成～	3%	上記以外 又は2020年度基準未達成車	税率	対象車		令和6年1月～	令和7年4月～	非課税	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車		2030年度基準 85%達成～	2030年度基準 95%達成～	1%	2030年度基準 80%達成～	2030年度基準 85%達成～	2%	2030年度基準 70%達成～	2030年度基準 75%達成～	3%	上記以外又は2020年度基準未達成車		
税率	対象車																														
非課税	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車																														
	2030年度基準 85%達成～																														
1%	2030年度基準 75%達成～																														
2%	2030年度基準 60%達成～																														
3%	上記以外 又は2020年度基準未達成車																														
税率	対象車																														
	令和6年1月～	令和7年4月～																													
非課税	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車																														
	2030年度基準 85%達成～	2030年度基準 95%達成～																													
1%	2030年度基準 80%達成～	2030年度基準 85%達成～																													
2%	2030年度基準 70%達成～	2030年度基準 75%達成～																													
3%	上記以外又は2020年度基準未達成車																														

総務企画委員会説明資料（条例等）

総務部 税務課

項 目	地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について (別記1 茨城県県税条例の一部を改正する条例【一部改正】)												
1	<p>改正の理由・根拠 地方税法等の一部改正</p> <p><背景・必要性> 地方税法等の一部改正に伴い、地方税法の規定に基づき税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について規定している本条例について、所要の改正を行う必要がある。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 自動車税</p> <p>ア 環境性能割に係る税率区分の据置き 新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、現行の税率区分を令和5年12月31日まで据え置くこととしたもの。</p> <p>【参考】自家用乗用車の税率 [現行] 令和3年度、4年度</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>対象車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非課税</td> <td>電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2030年度基準 85%達成～</td> </tr> <tr> <td>1%</td> <td>2030年度基準 75%達成～</td> </tr> <tr> <td>2%</td> <td>2030年度基準 60%達成～</td> </tr> <tr> <td>3%</td> <td>上記以外 又は 2020年度基準未達成車</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 環境性能割の課税標準の特例措置の拡充及び適用期限の延長 ・先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る課税標準の特例措置について、対象を追加（拡充）し、その適用期限を令和7年3月31日までとする。 ほか</p> <p>ウ 種別割のグリーン化特例（軽課）の適用期限の延長 ・税率を概ね75%軽減する措置は3年間延長し、令和8年3月31日までとする。 ・電気自動車等以外の営業用乗用車について、概ね50%軽減する措置は2年間延長し、令和7年3月31日までとする。</p> <p>(2) 個人県民税</p> <p>ア 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を3年延長（令和9年度まで）</p> <p>イ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を3年延長（令和8年度まで）</p> <p>(3) その他所要の改正</p> <p>3 効果・影響 地方税法等の内容に則した条例の施行が可能になる。</p> <p>4 施行日 令和5年4月1日</p>	税率	対象車	非課税	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車		2030年度基準 85%達成～	1%	2030年度基準 75%達成～	2%	2030年度基準 60%達成～	3%	上記以外 又は 2020年度基準未達成車
税率	対象車												
非課税	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車												
	2030年度基準 85%達成～												
1%	2030年度基準 75%達成～												
2%	2030年度基準 60%達成～												
3%	上記以外 又は 2020年度基準未達成車												

総務企画委員会説明資料

総務部 総務課

項 目	地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について (別記2 和解について)
<p>1 報告提出の理由</p> <p>鹿行県民センター所属の小型貨物自動車の運行に係る交通事故の和解について、令和5年4月18日専決処分したので、地方自治法第179条第3項に基づいて報告するものである。</p> <p>2 和解の相手方</p> <p>(1) 個人 (2) 個人 (3) 神奈川県横浜市鶴見区小野町45番地 株式会社弥生京極社 代表取締役 佐佐木 陽太</p> <p>3 和解の概要</p> <p>(1) 事故発生日時 令和2年6月19日(金)午後0時15分頃</p> <p>(2) 事故発生場所 潮来市潮来14番地地先県道上</p> <p>(3) 事故概要 小型貨物自動車出張途中、相手方の普通貨物自動車に追突し、損害を与えた事故</p> <p>(4) 茨城県が支払う損害賠償額 2,404,780円 (上記賠償額は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から支払)</p>	